

第132期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年6月18日（木曜日）

午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

名古屋市中区栄1丁目3番3号

ヒルトン名古屋 5階 扇の間

※新型コロナウイルス感染防止のため、第2会場（ヒルトン名古屋内）を用意しております。本会場が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

・当日ご出席いただいた株主様お一人につき一品のお土産を、ささやかながら準備しております。

※なお、新型コロナウイルス感染拡大を受け、今年度の住友理工チャリティコンサートは中止となりましたので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症への対応について>
株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

第132期定時株主総会招集ご通知…………… 1

株主総会参考書類…………… 5

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役賞与支給の件

(提供書類)

事業報告…………… 20

連結計算書類…………… 49

計算書類…………… 52

監査報告書…………… 54

 住友理工株式会社

証券コード5191

証券コード 5191
2020年5月27日

株 主 各 位

愛知県小牧市東三丁目1番地
住友理工株式会社
社 長 松 井 徹

第132期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第132期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご高覧いただきまして、後述のご案内に従って2020年6月17日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄1丁目3番3号
ヒルトン名古屋 5階 扇の間
※新型コロナウイルス感染防止のため、第2会場（ヒルトン名古屋内）を用意しております。本会場が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
3. 会議の目的事項
報告事項1. 第132期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第132期計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役賞与支給の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月17日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年6月17日（水曜日）午後5時15分までに行使してください。

(3) 議決権行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合には、代理権を証する書面（委任状等）をご提出ください（当社のホームページ（<https://www.sumitomoriko.co.jp/>）のIR情報欄に委任状等の様式を掲載しておりますのでご利用ください）。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページのIR情報欄に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書類には記載していません。

監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書類に記載の各書類と当社ホームページに掲載の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」とで構成されております。

当社は、当該招集ご通知および株主総会参考書類の英訳を、当社ホームページに掲載しておりますので、そちらも併せてご参照ください。

提供書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記のIR情報欄に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 ウェブ行使
<https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) パソコンおよび携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

(3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

第132期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき7円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき7円
総額726,794,054円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月19日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名（社外取締役3名を含む）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	 <p>まつ い てつ 松 井 徹 (1954年6月20日生)</p>	<p>1979年 4月 当社入社 1999年 2月 同自動車技術統括本部 防振技術本部 第2技術部長 2001年 6月 同防振事業部 防振技術本部長 2004年 6月 同取締役、防振事業部長 2005年 6月 同執行役員 2007年 6月 DTR Tennessee, Inc. (現 SumiRiko Tennessee, Inc.) 社長 2009年 6月 当社常務執行役員 2011年 6月 TRI USA, Inc. (現 Sumitomo Riko America, Inc.) 社長 2013年 6月 当社専務執行役員 2014年 3月 同グローバル自動車営業本部長 2014年 6月 同取締役、ダイバーシティ委員会委員長 2015年 6月 同代表取締役、CSR委員会 委員長 現在に至る 2015年 6月 同社長 兼 COO 2016年 1月 同リスク管理委員会 委員長 現在に至る 2017年 6月 同社長 現在に至る</p>	25,454株
<p>(取締役候補者とした理由) 松井徹氏は、当社防振事業部長を務めたのち米国子会社の社長として主要海外拠点の業績向上に大きな実績を残し、その後、社長として事業全般で手腕を発揮しています。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	 <p>しみず かずし 清水和志 (1961年6月29日生)</p>	<p>1984年 4 月 住友電気工業(株)入社 2001年10月 (株)アドヴィックス 出向 2007年 2 月 住友電気工業(株) 豊田支店第一電装システム営業部長 2010年 4 月 同自動車事業本部 中部営業統轄部長 2013年 6 月 同執行役員、自動車事業本部 副本部長 2016年 6 月 同常務執行役員 2018年 4 月 当社専務執行役員 2018年 6 月 同自動車事業統合本部 副本部長 現在に至る 2019年 4 月 同防振事業本部長 2019年 4 月 同社会貢献委員会 委員長 現在に至る 2019年 6 月 同代表取締役、執行役員副社長 現在に至る</p>	8,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 清水和志氏は、当社の親会社である住友電気工業株式会社において自動車事業本部副本部長などを歴任したのち、当社自動車事業統合本部副本部長として、当社グループの成長に向けた構造改革や体質強化で実績をあげるとともに、社会貢献委員長として当社グループ全体の社会貢献活動を主導しています。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	 <p>すずき ようじ 鈴木 洋治 (1954年9月5日生)</p>	<p>1977年4月 トヨタ自動車工業(株) (現 トヨタ自動車(株)) 入社 2006年1月 同上郷工場 第1エンジン製造部長 2011年1月 Toyota Motor Manufacturing, West Virginia, Inc. 社長 2014年3月 当社常務執行役員 2014年6月 Dytech-Dynamic Fluid Technologies S.p.A. (現 SumiRiko Italy S.p.A.) 社長 2015年6月 当社専務執行役員 2016年1月 同自動車用ホース事業本部 欧州地域センター長 2017年6月 同取締役 2017年6月 同自動車用ホース事業本部長、環境委員会 委員長 現在に至る 2018年6月 同代表取締役、執行役員副社長 現在に至る 2019年3月 同自動車事業統合本部長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 東海橡塑(広州)有限公司 董事長</p>	5,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 鈴木洋治氏は、大手自動車メーカー米国製造子会社社長などを歴任したのち、当社自動車事業統合本部長および自動車用ホース事業本部長として、その業績改善に顕著な実績をあげるとともに環境委員長として当社グループ全体の環境経営を主導しています。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	 <p>まえ だ ひろ ひさ 前田 裕久 (1958年1月14日生)</p>	<p>1981年4月 住友電気工業(株)入社 2007年6月 同財務部長 2010年1月 当社経理部長 2010年6月 同執行役員 2013年6月 同常務執行役員 2015年6月 同取締役 現在に至る 2018年6月 同専務執行役員、ダイバーシティ委員会 委員長 現在に至る 2018年7月 同経理財務本部長</p> <p>(重要な兼職の状況) 住友理工企業管理(中国)有限公司 董事長、 Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd. 社長</p>	10,391株
<p>(取締役候補者とした理由) 前田裕久氏は、当社経理部長などを歴任し、グループ・グローバルでの財務管理の最適化を主導してきました。また、経営企画部、広報IR部、グローバル調達本部、情報システム部などの所管役員として、当社コーポレート部門全般において多くの実績をあげています。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	 <p>おおしまつかさ 大島 司 (1959年8月15日生)</p> <p>新 任</p>	<p>1984年4月 当社入社 2001年2月 同防振事業部 防振生産本部 生産技術部長 2002年3月 同防振事業部 防振事業企画部長 2003年2月 DTR Industries, Inc. (現 SumiRiko Ohio, Inc.) Executive Coordinator 2010年8月 同モノづくり研究所長 2013年6月 同執行役員 2015年6月 同常務執行役員 現在に至る 2015年6月 同生産統括本部長 2020年2月 同防振事業本部長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 東海橡塑(天津)有限公司 董事長、 東海橡塑(嘉興)有限公司 董事長</p>	8,189株
<p>(取締役候補者とした理由) 大島司氏は、当社モノづくり研究所長、生産機能本部長を歴任し、現在は防振事業本部長として当事業部門の収益力強化と体質改善に向けた構造改革を主導しています。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	 <p>和久伸一 (1962年2月27日生)</p> <p>新任</p>	<p>1985年4月 当社入社 2003年6月 同化成成品事業部 化成成品生産本部 生産技術部長 2007年6月 同化成成品事業部 化成成品生産本部長 2013年4月 同IT・エレクトロニクス事業本部 化成成品事業部長 2014年6月 同執行役員 2018年1月 同エレクトロニクス事業本部長 現 在に至る 2019年6月 同常務執行役員 現在に至る 2020年4月 同生産機能本部長 現在に至る</p>	3,804株
<p>(取締役候補者とした理由) 和久伸一氏は、当社エレクトロニクス事業本部長として同事業のグローバル展開や構造改革を推進するとともに、生産機能本部長として当社グループ全体の生産機能強化を主導しています。経営および事業運営における豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	 <p>いり たに まさ あき 入谷正章 (1950年1月4日生)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p>	<p>1976年4月 弁護士登録（入谷法律事務所入所） 現在に至る</p> <p>2006年6月 当社社外監査役</p> <p>2008年4月 愛知県弁護士会 会長</p> <p>2011年6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>2016年7月 愛知県公安委員会 委員長</p> <p>2019年2月 当社指名・報酬諮問委員会 委員長 現在に至る</p> <p>2019年7月 愛知県人事委員会 委員長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 入谷法律事務所 所長、 (株)中央製作所 社外監査役、 アイホン(株) 社外取締役、 東陽倉庫(株) 社外監査役、 愛知県人事委員会 委員長</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 入谷正章氏は、企業法務の専門家であるとともに愛知県弁護士会会長、愛知県公安委員会委員長を歴任し、また、現在は愛知県人事委員会委員長を務めるなど幅広い分野で実績をあげています。また、当社指名・報酬諮問委員会委員長として客観的かつ透明性ある手続きの確保に貢献しています。法律家として豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから引き続き独立役員に指定する予定です。</p>	11,810株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	 <p>はな がた しげる 花形 滋 (1950年10月31日生)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p>	<p>1973年 4 月 三井物産(株)入社 1989年10月 Mitsui Machinery Sales (UK) Limited 社長 1996年 1 月 Subaru Italia S.p.A. 社長 1999年 2 月 三井物産(株) 本店自動車第2部長 2004年 4 月 同本店機械本部 副本部長 2006年 4 月 同執行役員 2007年 4 月 同自動車本部長 2009年 4 月 同常務執行役員、中部支社長 2014年 6 月 当社社外取締役 現在に至る 2019年 6 月 当社ガバナンス委員会 委員長 現在に至る</p>	6,960株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>花形滋氏は、世界規模で事業を展開する上場企業の執行役員として長年活躍するなど国内外の企業経営と事業運営で実績をあげてきました。また、当社ガバナンス委員会委員長として、当社グループのコーポレートおよびグループガバナンス体制等の整備および向上に貢献しています。豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから引き続き独立役員に指定する予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	 <p>みやぎ まりこ 宮城 まり子 (1947年12月19日生)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p>	<p>1971年 4月 聖母病院精神神経科 臨床心理士 1991年 4月 産能大学 (現 産業能率大学) 経営情報学部 教授 1997年 8月 カリフォルニア州立大学大学院教育学研究科 客員研究員 2002年 4月 立正大学心理学部臨床心理学科 教授 2008年 4月 法政大学キャリアデザイン学部 教授、法政大学大学院キャリアデザイン学研究科 教授 2011年 4月 法政大学キャリアセンター長 2012年 4月 日本キャリア教育学会 理事 2012年10月 日本産業カウンセリング学会 会長 2015年 4月 法政大学大学院キャリアデザイン学研究科 研究科長 2015年 4月 日本産業カウンセリング学会名誉会長、立正大学大学院心理学研究科 非常勤講師 現在に至る 2018年 4月 キャリア心理学研究所 代表 現在に至る 2018年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) キャリア心理学研究所 代表、 公益財団法人 オリックス宮内財団 理事</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由) 宮城まり子氏は、法政大学キャリアデザイン学部教授、同大学院キャリアデザイン学研究科長などを歴任し、心理学やキャリアデザイン論の分野で顕著な業績をあげています。臨床心理実務、教育研究および組織運営において豊富な経験と高い見識を有する同氏は、従業員の就業環境向上やダイバーシティ経営を推進する当社取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから引き続き独立役員に指定する予定です。</p>			

- 注1. 取締役候補者のうち、現在取締役である者の当社における担当は、後掲「事業報告」3.(1)「役員の氏名、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載しております。
- 注2. 取締役候補者入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏は、社外取締役候補者であります。
- 注3. 社外取締役候補者入谷正章氏は、入谷法律事務所の所長であります。当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 注4. 社外取締役候補者宮城まり子氏は、キャリア心理学研究所の代表であります。当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 注5. 社外取締役候補者入谷正章氏の当社の社外取締役の就任期間は、本総会の終結の時をもって9年となります。
- 注6. 社外取締役候補者花形滋氏の当社の社外取締役の就任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
- 注7. 社外取締役候補者宮城まり子氏の当社の社外取締役の就任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
- 注8. 社外取締役候補者入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏と当社との間においては、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- 注9. 当社は、社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識と高い見識を有することにより、当社の経営課題に対し積極的かつ建設的な提言・提案を期待できることを要件としています。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役岡田茂弘および増田宏一の両氏が任期満了となりますので、監査機能強化のための1名増員と合わせ、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	 <p>おお はし たけ ひろ 大橋 武弘 (1955年9月16日生)</p> <p>新 任</p>	<p>1986年10月 当社入社 1999年2月 同化成品事業部 生産本部 生産技術部長 2003年6月 同化成品事業部 生産本部長 2007年6月 東海橡塑(天津)有限公司 総経理 2009年6月 当社執行役員 2010年6月 同化成品事業部長 2012年6月 同常務執行役員、IT・エレクトロニクス事業本部長 2013年6月 同災害対策委員会 委員長 2014年6月 同取締役 現在に至る 2014年6月 サプライチェーン委員会 委員長 2015年6月 同専務執行役員 現在に至る 2016年6月 同エレクトロニクス事業本部長、研究開発本部長 2019年4月 同生産機能本部長 2019年4月 同安全衛生委員会 委員長 現在に至る</p>	6,519株
<p>(監査役候補者とした理由) 大橋武弘氏は、当社専務執行役員として、エレクトロニクス事業本部長、研究開発本部長、生産機能本部長などを歴任し、当社グループの事業経営で実績をあげてきました。当社グループでの豊富な経験と事業全般に関する知見を有している同氏は、当社監査役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	 <p>せき ね あい こ 関根 愛子 (1958年5月13日生)</p> <p>新 任</p> <p>社外監査役候補者</p> <p>独立役員</p>	<p>1985年10月 青山監査法人入所 1989年3月 公認会計士登録 2001年7月 中央青山監査法人 代表社員 2006年9月 あらた監査法人(現 PwCあらた有 限責任監査法人) 代表社員 2010年7月 企業会計基準委員会 委員 2011年1月 金融庁企業会計審議会 委員 現在 に至る 2016年7月 日本公認会計士協会 会長 2019年1月 国際会計士連盟指名委員会 委員 現在に至る 2019年4月 公益社団法人経済同友会 幹事 現 在に至る 2019年7月 日本公認会計士協会 相談役 現在 に至る 2019年7月 公益財団法人財務会計基準機構評 議員会 議長 現在に至る 2020年1月 IFRS財団IFRS諮問会議メンバー 現 在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 金融庁企業会計審議会 委員、 国際会計士連盟指名委員会 委員、 公益社団法人経済同友会 幹事、 日本公認会計士協会 相談役、 公益財団法人財務会計基準機構評議員会 議長、 IFRS財団IFRS諮問会議メンバー、 (株)IHI社外監査役(2020年6月就任予定)</p>	0株
<p>(社外監査役候補者とした理由) 関根愛子氏は、監査法人代表社員、日本公認会計士協会会長、政府の委員会委員を多数歴任するなど、幅広い分野で豊富な経験を有しています。公認会計士として豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社監査役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定する予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	 <p>ひやく しま はかる 百 嶋 計 (1958年12月20日生)</p> <p>新任 社外監査役候補者 独立役員</p>	<p>1981年4月 大蔵省（現 財務省）入省 1999年7月 東京国税局査察部長 2011年7月 国税庁長官官房審議官 2012年7月 名古屋国税局長 2015年4月 独立行政法人造幣局 理事長 2018年4月 財務省大臣官房審議官 2019年4月 追手門学院大学経営学部経営学科教授、財務省財務総合政策研究所上席客員研究員 現在に至る 2019年10月 京都大学公共政策大学院 非常勤講師</p> <p>(重要な兼職の状況) 追手門学院大学経営学部経営学科 教授、 財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員、 (株)大阪ソーダ 社外取締役</p> <p>(社外監査役候補者とした理由) 百嶋計氏は、東京国税局査察部長、名古屋国税局長、独立行政法人造幣局理事長、財務省大臣官房審議官などを歴任し、税務の分野で豊富な経験を有しています。税務の専門家として豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社監査役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定する予定です。</p>	0株

- 注1. 監査役候補者関根愛子氏および百嶋計氏は、社外監査役候補者であります。
- 注2. 社外監査役候補者関根愛子氏は、婚姻により佐野姓となりましたが、公認会計士業務を旧姓の関根で行っており、当社においても旧姓の関根で職務を行う予定です。
- 注3. 社外監査役候補者関根愛子氏および百嶋計氏と当社との間においては、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結することを予定しております。
- 注4. 当社は、社外監査役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識と高い見識を有することにより、当社の経営課題に対し積極的かつ建設的な提言・提案を期待できることを要件としています。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役9名のうち社外取締役3名を除く6名に対して、当期の業績を勘案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役賞与総額30百万円以内を支給いたしたいと存じます。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、主要取引先の自動車業界において、米中貿易摩擦などに伴う購買意欲の低下や買い替え需要の一服により、新車需要が低迷しました。さらに全世界的に新型コロナウイルスの感染拡大により、自動車の生産停止が相次いだほか、感染拡大防止措置に伴って消費意欲が冷え込むなど、各地域で影響がありました。

自動車業界以外の主な事業環境のうち、

事務機器市場では、プリンターの市場縮小が進行したほか、建設機械市場では、市場拡大を牽引してきた中国、インドの需要が減少しました。また、自動車業界と同様、両市場においても、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動が停滞し、需要が低迷しました。

当連結会計年度における売上高は、445,148百万円（前期比5.2%減）と、各地域での売上減少に加えて、新型コロナウイルスの影響や円高進行による為替換算のマイナス影響から、前期に比べて減収となりました。事業利益は、売上減少の影響はあったものの、原価低減・収益改善策を進めた結果、11,321百万円（前期比20.7%増）と前期比増益となりました。営業利益は前期に防振ゴム事業の海外子会社の投資に対するのれんの減損を計上していたことから、前期比増益の8,898百万円（前期比671.6%増）となりました。税引前利益は7,435百万円（前期比961.5%増）、当期利益は、2,457百万円（前期は2,906百万円の赤字）となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は881百万円（前期は5,022百万円の赤字）となりました。

売上高	4,451億円 (前期比5.2%減)
事業利益	113億円 (前期比20.7%増)
営業利益	89億円 (前期比671.6%増)
税引前当期利益	74億円 (前期比961.5%増)
親会社の所有者に帰属する当期利益	9億円 (前期は50億円の赤字)

注：事業利益については25ページをご参照下さい。

【各部門の状況】

① 自動車用品部門

外部顧客への売上高は、新型コロナウイルスの影響による売上の減少や、為替相場が円高基調で推移したことが影響し、377,907百万円（前期比5.1%減）と減収となりました。

日本は、消費税増税の影響もあり、自動車販売台数ならびに生産台数が減少したため、前期比で減収となりました。

米州は、自動車生産台数減少に伴う売上減少や、為替換算のマイナス影響により減収となりました。

アジアは、中国での新排ガス基準「国6」対応ホースの販売が売上高の下支えとなったものの、新型コロナウイルスの影響から、減収となりました。

欧州は、新型コロナウイルスの感染防止措置による工場の稼働停止や購買意欲の減退などによる自動車販売台数の減少に加え、為替換算のマイナス影響により減収となりました。

事業利益は、生産性が低迷していた米州は日本からの技術支援を集中的に行い、生産性や歩留まりが改善しました。また、国内での経費圧縮や原価低減、イタリアなどでの新規品の受注増加や収益改善に努めたことにより、9,548百万円（前期比22.8%増）と増益となりました。

② 一般産業用品部門

外部顧客への売上高は、67,241百万円（前期比6.0%減）と減収となりました。

日本は、橋梁用支承など免震製品の売上が増加した一方、プリンター市場縮小の影響によりプリンター向け機能部品の売上が減少したため、減収となりました。

アジアは、中国・インドでの建設・土木機械の需要減少により、高圧ホースの売上が減少し、減収となりました。

事業利益は、売上減少があったものの、需要減少に合わせ経費圧縮を進めたことにより、1,773百万円（前期比10.3%増）と増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は292億円で、部門別には次のとおりとなっております。

事業部門	設備投資額	主な設備投資の内容
自動車用品	246億円	防振ゴム、ホース、内装品、燃料電池（FC）部材の増産および合理化投資など
一般産業用品	46億円	精密樹脂ブレード・ロール、高圧ホース・搬送用ホース、ゴムシール材の増産および合理化投資など

(3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、「CASE」、すなわち「C：Connected（つながる）」「A：Autonomous（自動運転）」「S：Shared & Services（シェアリング）」「E：Electric（電動化）」といった自動車業界の大変革に加え、足元では米中貿易摩擦や新型コロナウイルスの感染拡大により、世界経済の先行きに対する不透明感が増しています。

このような中、当社グループは、「着実な成長と体質強化を目指す」をテーマに中期経営ビジョン「2022年 住友理工グループVision」（2022V）のもと、「新事業・新規顧客創出」「モノづくり革新」「グローバル経営基盤強化」を経営戦略の柱として、企業価値向上に取り組んでいます。

当社は近年の費用増加やグローバルな競争激化に伴う収益力低下を踏まえ、収益体質強化への取り組みをグループ内で横断的に進めてきました。また、CASEや新たなトレンドをにらんだ研究開発では、経営資源の最適配分が不可欠です。この一環として、2020年4月に事業分野別に分かれていた開発センターなどを統合し、新たに「新商品開発センター」を設置しました。この改編により、開発アイテムの優先順位を迅速に見極め、開発のスピードアップと早期事業化を図ります。さらに親会社である住友電気工業株式会社との連携をより一層強化し、グループ全体での製品開発を進めていきます。

〔自動車用品部門〕

自動車業界においては、世界的な新車販売の低迷に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による自動車メーカーおよびサプライチェーンの稼働停止などの影響を受け、先行きが非常に不透明な状況が続いています。このような中であっても、CASEといった技術革新の波は進行し、企業はこれらへの迅速な対応にとどまらず、環境問題をはじめとする社会課題解決への積極的な関与が求められています。

当社グループにおいては、CASEをはじめとする急速な自動車産業の変化の中で、新たなビジネスチャンスが到来するものと考えています。創業以来培ってきたコアコンピタンス「高分子材料技術」「総合評価技術」をもとに、防振ゴム開発で積み重ねてきた振動・騒音制御技術や、ホース開発で磨きをかけてきた流体搬送技術を駆使し、これからの自動車に新たな価値を提供する製品の創出と開発を進めます。

現在、新商品開発センターが主体となって注力しているのは、センシング技術を応用した新製品の開発です。たとえば、圧力分布を検知する「スマートラバー（SR）センサ」は、自動車のステアリングやシートに組み込むことで、呼吸や心拍などの生体情報（バイタルデータ）が得られます。これらを用いて危険回避や安全確保を的確に行うシステム構築をサポートするなど、来たる自動運転時代を勝ち抜くための新たな挑戦を始めています。

また、気候変動や海洋汚染など環境保護の機運がますます高まる中で、各国による環境規制政策もより厳格なものとなっています。昨今、自動車の電動化が注目されていますが、当社グループは2030年の自動車生産台数においても、ハイブリッド車を含めた内燃機関車が8割程度を占めると予測しており、ガソリン蒸散の低減に寄与する高性能な燃料ホースなどの開発と拡販に注力しています。さらに、電気自動車（EV）や「究極のエコカー」と言われる燃料電池自動車（FCV）向けの基幹部品をすでに供給しているほか、ネックとされる航続距離問題のソリューションとして、熱マネジメント製品の開発にも、産学連携の枠組みなどをさらに活用しながら取り組んでいきます。

親会社の住友電気工業株式会社とは、同社の主力製品であるワイヤーハーネスと、当社の制遮音品や内装品、ホースなどの製品とを組み合わせたシステムの提案に向けて、さらなる協業体制の構築を目指していきます。

一方、当社グループにとって最重要エリアの一つである米国拠点の業績悪化は、早急に対処すべき経営課題として認識しています。当社の米国拠点は2017年度下期

以降、グローバル競争の激化と、良好な雇用環境を背景とした人手不足から生産性が低下し、損益が悪化しました。以来、生産性改善を進めるため、ローカル人材の育成や工程改善によるロス低減に取り組んできました。その結果、当期においては黒字に転換しましたが、次期については新型コロナウイルスの感染拡大により、業績への影響は避けられない見通しとなっています。

このような厳しい局面においても、生産調整や費用削減を継続する一方、新型コロナウイルス収束後の需要回復期にも対応できるよう、より一層最適な生産体制の構築に取り組んでいきます。

〔一般産業用品部門・新規事業部門〕

当社グループは、主力事業の「自動車（モビリティ）」分野に加えて、「インフラ・住環境」「エレクトロニクス」「ヘルスケア」といった、社会環境基盤の構築に不可欠な分野へも事業展開しています。インフラ整備に欠かせない産業用ホースや鉄道車両用品、地震対策に有効な各種制震システム、機能的で快適なオフィス環境を支える事務機器向け精密部品、そして当社独自技術のSRセンサを生かした各種ヘルスケア製品など、これらはSDGs（持続的な開発目標）にも掲げられる「住み続けられるまちづくり」に貢献する製品群と認識しています。

一般産業用品部門においては、成熟市場の伸び悩みや景気減速による需要減少の影響を最小限にとどめる一方で、新規事業部門では経営資源の限られた現状を踏まえ、社会の要請に応えられるよう投資すべき事業分野を見極めていきます。また両部門ともに、事業効率化による収益力の向上と事業基盤の強化を図っていきます。

新規事業部門では、昨年、心拍や呼吸など生体情報を同時に計測できる診断用機器「体動センサ」のモニター販売を開始しました。この体動センサは、研究開発者のほか、介護や健康、スポーツなど幅広い分野で好評を得ています。医療機関や研究開発機関、介護施設や企業などへの提供を通じて、ヘルスケア分野での新たな製品開発につなげ、人々の暮らしへのさらなる貢献を目指していきます。

当社は、多くの皆様のご支援とご愛顧により、昨年12月をもって創立90周年を迎えました。私たちはこれまで、モノづくり企業として長年にわたって培ってきたコアコンピタンスを軸に、住友事業精神が謳う「信用確実」「不趨浮利(ふすうふり)」を忠実に守りながら、「安全・環境・コンプライアンス—品質 (S.E.C.-Q.)」の取り組みを積み重ねてきました。これからも世界中で必要とされる“Global Excellent

Manufacturing Company”、すなわち「人・社会・地球の安全・快適・環境に貢献する企業」への成長を目指して、創立100周年に向けた10年も一歩ずつ、着実な歩みを続けていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		第129期	第130期	第131期	(当連結会計年度) 第132期
売上高		4,226億円	4,629億円	4,697億円	4,451億円
事業利益		146億円	129億円	94億円	113億円
営業利益		136億円	122億円	12億円	89億円
親会社の所有者に 帰属する当期利益		52億円	35億円	△50億円	9億円
基本的1株当たり 当期利益		50円04銭	33円98銭	△48円37銭	8円48銭
資産合計		4,048億円	4,142億円	3,973億円	3,733億円
資本合計		1,798億円	1,845億円	1,766億円	1,677億円

注1：会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。

注2：事業利益は、売上高から売上原価、販売費および一般管理費を控除し、持分法による投資損益を含めて算出しております。連結損益計算書上に定義されていない指標であるものの、当社の業績を評価する上で有用な情報であると判断し追加的に開示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

① 親会社との関係

会社名	資本金	持株比率			当社との関係
		直接保有	間接保有	合計	
住友電気工業株式会社	百万円 99,737	% 49.64	% 1.14	% 50.78	当社製品の販売

注1：「持株比率」は、発行済株式の総数から自己株式（215,084株）を除いて計算しております。

注2：「持株比率」の「間接保有」欄の数値は、住友電気工業株式会社の子会社が保有する当社株式にかかる持株比率を記載しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社グループ の議決権比率	主要な事業内容
東海化成工業株式会社	岐阜県 可児郡	百万円 825	% 80.00	自動車用制遮音・内装 品の製造および販売
住友理工ホーステックス株式会社	京都府 綾部市	3,000	100.00	高圧ホース・搬送用ホ ースの製造および販売
株式会社住理工九州	大分県 豊後高田市	3,500	100.00	自動車用防振ゴムの製 造および販売
株式会社住理工大分A E	大分県 豊後高田市	450	100.00	精密樹脂ブレード・ロ ールの製造および販売
株式会社住理工メテックス	愛知県 小牧市	30	100.00	自動車用金属部品の製 造および販売
住理工商事株式会社	名古屋市中区	100	100.00	一般産業用ゴム・樹脂 製品、土木・建築用資 材の販売等
株式会社住理工ロジテック	愛知県 小牧市	70	90.00	物流業務の受託
Sumitomo Riko America, Inc.	米国 ミシガン州	米ドル 879	100.00	米州地域の子会社に対 するコーポレート業務 の支援

会社名	所在地	資本金	当社グループ の議決権比率	主要な事業内容
SumiRiko Tennessee, Inc.	米国 テネシー州	米ドル 446	100.00%	自動車用防振ゴム・ホースの製造および販売
SumiRiko Ohio, Inc.	米国 オハイオ州	百万米ドル 5	100.00	自動車用防振ゴムの製造および販売
SumiRiko Technical Center America, Inc.	米国 ミシガン州	米ドル 35	100.00	実車の振動・騒音の解析、部品の評価、技術サービス・情報収集
S-Riko de Querétaro, S.A.P.I. de C.V.	メキシコ ケレタロ州	百万メキシコペソ 752	100.00	自動車用防振ゴム・内装品の製造および販売
S Riko Automotive Hose Tecalon Brasil S.A.	ブラジル ミナスジェライス州	百万ブラジルレアル 411	100.00	自動車用ホースの製造および販売
SumiRiko Poland Sp. z o. o.	ポーランド マウオポルスカ県	百万ポーランドズロチ 32	77.06	自動車用防振ゴムの製造および販売
Sumitomo Riko Europe GmbH	ドイツ ヘッセン州	百万ユーロ 12	100.00	欧州地域の子会社に対するコーポレート業務の支援
SumiRiko AVS Holding Germany GmbH	ドイツ ヘッセン州	5	100.00	同社の子会社を管理する持株会社
SumiRiko AVS Czech s.r.o.	チェコ 南モラヴィア州	百万チェココルナ 7	100.00	自動車用防振ゴムの製造および販売
SumiRiko Italy S.p.A.	イタリア ピエモンテ州	百万ユーロ 30	100.00	自動車用ホースの製造および販売
東海橡塑（天津）有限公司	中国 天津市	百万人民元 116	86.43	自動車用防振ゴム・ホースの製造および販売
東海橡塑（合肥）有限公司	中国 安徽省	257	89.17	高圧ホースの製造および販売

会社名	所在地	資本金	当社グループの議決権比率	主要な事業内容
住友理工企業管理（中国）有限公司	中国 浙江省	百万人民元 5	% 100.00	中国地域の子会社に対するコーポレート業務の支援
東海橡塑（嘉興）有限公司	中国 浙江省	243	100.00	自動車用防振ゴムの製造および販売
東海橡塑技術中心（中国）有限公司	中国 浙江省	89	100.00	自動車用防振ゴム・ホースの開発
住理工橡塑（無錫）有限公司	中国 江蘇省	84	100.00	自動車用防振ゴムの製造および販売
東海橡塑（広州）有限公司	中国 広東省	181	100.00	自動車用防振ゴム・ホースの製造および販売
Tokai Rubber Auto-Parts India Pvt. Ltd.	インド カルナータカ州	百万インドルピー 2,500	100.00	自動車用防振ゴムの製造および販売
SumiRiko Eastern Rubber (Thailand) Ltd.	タイ ラヨン県	百万パーツ 152	66.00	自動車用防振ゴム・ホースの製造および販売
Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd.	タイ バンコク都	20	100.00	アジア地域の子会社に対するコーポレート業務の支援
Inoac Tokai (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ県	45	50.60	自動車用ホースの製造および販売
PT. Tokai Rubber Indonesia	インドネシア 西ジャワ州	億インドネシアルピア 3,506	91.54	自動車用防振ゴムの製造および販売

注1：当社グループの「議決権比率」は、間接保有割合を含んでおります。

注2：資本金は現地通貨をベースとして記載しております。

注3：株式会社住理工ファインエラストマーについては、2019年4月1日付で当社との間で当社を存続会社とし、株式会社住理工ファインエラストマーを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

注4：Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd.については、2020年4月1日付で所在地をタイのラヨン県に移転しております。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社と当社の完全子会社である株式会社住理工ファインエラストマーは、2019年4月1日付で当社を存続会社とし、株式会社住理工ファインエラストマーを消滅会社とする吸収合併を実施しました。

(8) 主要な事業内容

事業部門	主要製品
自動車用品	防振ゴム、ホース、制遮音品、内装品、燃料電池（FC）部材等
一般産業用品	精密樹脂ブレード・ロール、車両用・住宅用・橋梁用・電子機器用防振ゴム、高圧ホース・搬送用ホース、ゴムシール材等

(9) 主要な営業所および工場

① 当社

本店	愛知県小牧市
グローバル本社	名古屋市中村区
支社	東京支社（東京都港区）、大阪支社（大阪市北区）
製作所	小牧製作所（愛知県小牧市）、富士裾野製作所（静岡県裾野市）
事業所	松阪事業所（三重県松阪市）、埼玉事業所（埼玉県上尾市）、京都事業所（京都府綾部市）

注：2019年4月1日付で松阪製作所を自動車用ホース松阪事業所（三重県松阪市）に改編しております。

② 関係会社 (国内)

会社名	所在地
東海化成工業株式会社	岐阜県可児郡
住友理工ホーステックス株式会社	京都府綾部市
株式会社住理工九州	大分県豊後高田市
株式会社住理工大分A E	大分県豊後高田市
株式会社住理工メテックス	愛知県小牧市
住理工商事株式会社	名古屋市中区

(海外)

会社名	所在地
SumiRiko Tennessee, Inc.	米国 テネシー州
SumiRiko Ohio, Inc.	米国 オハイオ州
S-Riko de Querétaro, S.A.P.I. de C.V.	メキシコ ケレタロ州
S Riko Automotive Hose Tecalon Brasil S.A.	ブラジル ミナスジェライス州
SumiRiko Poland Sp. z o. o.	ポーランド マウオポルスカ県
SumiRiko AVS Czech s.r.o.	チェコ 南モラヴィア州
SumiRiko Italy S.p.A.	イタリア ピエモンテ州
東海橡塑(天津)有限公司	中国 天津市
東海橡塑(合肥)有限公司	中国 安徽省
東海橡塑(嘉興)有限公司	中国 浙江省
住理工橡塑(無錫)有限公司	中国 江蘇省
東海橡塑(広州)有限公司	中国 広東省
Tokai Rubber Auto-Parts India Pvt. Ltd.	インド カルナータカ州
SumiRiko Eastern Rubber (Thailand) Ltd.	タイ ラヨン県

会社名	所在地
Inoac Tokai (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ県
PT. Tokai Rubber Indonesia	インドネシア 西ジャワ州

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
26,109名	47名減

注：「従業員数」は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）です。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	351.1億円
三井住友信託銀行株式会社	60.9億円
株式会社三菱UFJ銀行	37.7億円
株式会社日本政策投資銀行	10.0億円

注：株式会社三井住友銀行の借入額は、同社をエージェントおよびアレンジャーとするシンジケートローン264.2億円が含まれております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2014年6月5日に広島地方裁判所において、マツダ株式会社(以下、マツダ社)から、マツダ社製乗用車3車種でパワーステアリング装置の不具合により、マツダ社がリコール等の市場改善措置等を実施した件について、当社に対して162億7,013万1,143円の支払いを求める損害賠償請求訴訟（第一審）を提起されていたところ、2019年6月24日に第一審判決の言い渡しがあり、マツダ社の主張には理由がなく、当該損害賠償請求を棄却するとの判決が言い渡されました。その後、マツダ社は2019年7月10日に、広島高等裁判所に控訴しております。当社は、控訴審においても、引き続き当社の主張の正当性が認められるよう適切に対応してまいります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 104,042,806株
 (3) 株主数 5,858名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
住友電気工業株式会社	51,534千株	49.64%
マルヤス工業株式会社	10,901千株	10.50%
フコク物産株式会社	2,719千株	2.62%
住友理工共栄持株会	2,389千株	2.30%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,127千株	2.05%
住友理工社員持株会	1,807千株	1.74%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	1,555千株	1.50%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,455千株	1.40%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	1,390千株	1.34%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,257千株	1.21%

注：「持株比率」は、発行済株式の総数から自己株式（215,084株）を除いて計算しております。

3. 役員の状況に関する事項

(1) 役員の氏名、地位、担当および重要な兼職の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 井 徹	CSR委員会 委員長、リスク管理委員会 委員長
代表取締役執行役員副社長	鈴 木 洋 治	自動車事業統合本部、自動車用ホース事業、ウレタン事業所管 環境委員会 委員長 東海橡塑（広州）有限公司 董事長
代表取締役執行役員副社長	清 水 和 志	自動車事業統合本部、研究開発、自動車新商品開発、新事業開発、自動車営業本部所管 社会貢献委員会 委員長
取締役専務執行役員	大 橋 武 弘	生産機能本部、エレクトロニクス事業、産業資材事業、マテリアル事業、知的財産、フレキシ事業、健康介護事業所管 安全衛生委員会 委員長
取締役専務執行役員	前 田 裕 久	広報IR、経理財務本部、経営企画、国際企画、情報システム、グローバル調達本部所管 ダイバーシティ委員会 委員長 住友理工企業管理（中国）有限公司 董事長、Sumitomo Riko (Asia Pacific) Ltd. 社長
取締役常務執行役員	花 崎 雅 彦	品質保証、情報システム所管 品質委員会 委員長
取締 役	入 谷 正 章	指名・報酬諮問委員会 委員長 入谷法律事務所 所長、株式会社中央製作所 社外監査役、アイホン株式会社 社外取締役、東陽倉庫株式会社 社外監査役、愛知県人事委員会 委員長
取締 役	花 形 滋	ガバナンス委員会 委員長
取締 役	宮 城 まり子	キャリア心理学研究所 代表、公益財団法人 オリックス宮内財団 理事、一般社団法人 ビューティフルエイジング協会 副会長

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	岡田茂弘	
常勤監査役	尾崎俊彦	
監査役	増田宏一	株式会社第四北越フィナンシャルグループ 社外取締役、 第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役
監査役	長安弘志	日本データカード株式会社 監査役、 株式会社バロックジャパンリミテッド 社外監査役、 ヤンセンファーマ株式会社 監査役

- 注1：取締役入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏は、社外取締役であります。
- 注2：監査役増田宏一氏、長安弘志氏および稲山秀彰氏は、社外監査役であります。
- 注3：取締役清水和志氏は、2019年6月20日開催の第131期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 注4：監査役尾崎俊彦氏は、当社経理部長および当社代表取締役としての経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 注5：社外監査役増田宏一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 注6：社外監査役稲山秀彰氏は、当社の親会社である住友電気工業株式会社の経理部門所管取締役としての経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 注7：社外取締役入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏、社外監査役増田宏一氏、長安弘志氏および稲山秀彰氏は金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 注8：社外取締役宮城まり子氏は、2020年3月31日付で一般社団法人ビューティフルエージング協会副会長を退任しております。
- 注9：社外監査役長安弘志氏は、2020年3月31日付でヤンセンファーマ株式会社監査役を退任しております。
- 注10：社外監査役稲山秀彰氏は、2019年10月31日付で辞任しており、退任時の重要な兼職の状況は、田岡化学工業株式会社社外取締役監査等委員であります。

(2) 事業年度中に辞任した監査役

社外監査役稲山秀彰氏は、2019年10月31日をもって辞任しております。

(3) 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役入谷正章氏、花形滋氏および宮城まり子氏、社外監査役増田宏一氏および長安弘志氏との間において、定款第24条および第32条に基づき、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

また、2019年10月31日付で社外監査役を辞任しました稲山秀彰氏との間においても、同様の責任限定契約を締結しておりました。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	入谷正章	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	花形滋	該当事項はありません。
	宮城まり子	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
監査役	増田宏一	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	長安弘志	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	稲山秀彰	重要な兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	入谷正章	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち15回全てに出席し、弁護士実務を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。
	花形滋	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち15回全てに出席し、世界規模で事業を展開する上場会社の執行役員として培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。
	宮城まり子	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、臨床心理実務、教育研究および組織運営を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換や社外役員意見交換会等を実施し、適宜必要な助言を行っております。
監査役	増田宏一	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち13回、監査役会14回のうち14回全てに出席し、公認会計士実務を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。
	長安弘志	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会14回のうち14回全てに出席し、弁護士実務を通じて培ってきた豊富な経験と高い見識から、必要に応じ発言を行っております。
	稲山秀彰	在任中に開催された取締役会10回のうち9回、監査役会9回のうち8回に出席し、当社親会社の取締役として培ってきた豊富な経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	取締役 (内社外取締役)		監査役 (内社外監査役)		計	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額
基本報酬	11名 (3名)	239百万円 (39百万円)	5名 (3名)	86百万円 (34百万円)	16名	325百万円
賞与	6名	30百万円	—	—	6名	30百万円
計	11名 (3名)	269百万円 (39百万円)	5名 (3名)	86百万円 (34百万円)	16名	355百万円

注1：取締役には、2019年6月20日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって退任した西村義明氏および松岡勉氏を含んでおります。

注2：監査役には、2019年10月31日付で辞任した稲山秀彰氏を含んでおります。

注3：上記賞与の額は、2020年6月18日開催予定の第132期定時株主総会決議に基づく役員賞与の支給予定額であります。

(6) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬および賞与は、指名・報酬諮問委員会にて客観的観点から審議し取締役会に答申し、取締役会がこれを踏まえ、取締役の基本報酬および賞与に関する考え方について審議を行い決定します。

取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）と賞与（業績連動報酬）により構成しております。

基本報酬については、報酬水準の客観性を確保するために、第三者による役員報酬に関する調査結果も活用し、当社の事業内容・規模等を勘案した上で、職位に応じた報酬テーブルを設定しております。取締役（社外取締役含む）の基本報酬の限度額については、2007年6月25日の株主総会の決議に基づき総額350百万円としております。

賞与については、当社グループの業績および各人の成果に応じて変動する業績連動報酬としております。賞与総額については、売上高、営業利益、税引前利益、純利益などの業績指標やそれらの増減率などを総合的に勘案して決定します。また、各人への配分については、中長期的な観点も踏まえ、職位や責任度合い、所管部門

における主要目標の達成度などを考慮して決定します。なお、社外取締役については、独立性を確保する観点から賞与は支払いません。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定しており、経営に対する独立性を確保するため全額を基本報酬（固定報酬）としております。監査役の報酬限度額は、2008年6月23日の株主総会の決議に基づき総額100百万円としております。

なお、指名・報酬諮問委員会は、当社が取締役会決議に基づき設置している任意の機関で、代表取締役1名、社外取締役3名、および社外監査役1名で構成され、社外取締役が委員長を務めています。同委員会は、取締役会の諮問により、取締役の報酬および賞与に関する事項ならびに株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容等について審議・答申するものとしています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	108百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	133百万円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

注2：当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「IFRSに関するアドバイザー業務」を委託し、その対価を支払っています。

注3：当社の重要な子会社のうち日本国外に本店を有する会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したと判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、会計監査人の職務遂行状況等を勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の目的とします。

5. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

住友の事業は、今から約400年前に住友家初代住友政友が遺した商いの心得「文殊院旨意書（もんじゅいんしいがき）」を礎とし住友の先人により何代にもわたって深化・発展させてきた「住友事業精神」を精神的基盤として営まれてきました。住友事業精神の要諦は、明治期に「営業の要旨」に以下の2か条として端的に示されています。

第一条 我が住友の営業は、信用を重んじ確實を旨とし、以てその鞏固隆盛を期すべし（信用確實）

第二条 我が住友の営業は、時勢の変遷、理財の得失を計り、弛張興廃することあるべしと雖も、苟も浮利に趨り、軽進すべからず（不趨浮利）

当社は、自動車用品分野では海外企業の買収などにより新たな地域と顧客への事業展開を進め、産業用品分野では新領域の事業への進出を積極化させています。この第3の創業ともいべき事業の変革期における健全なリスクテイクを支えるために、取締役会機能の充実を中心としたガバナンス機能の強化を図っていきます。

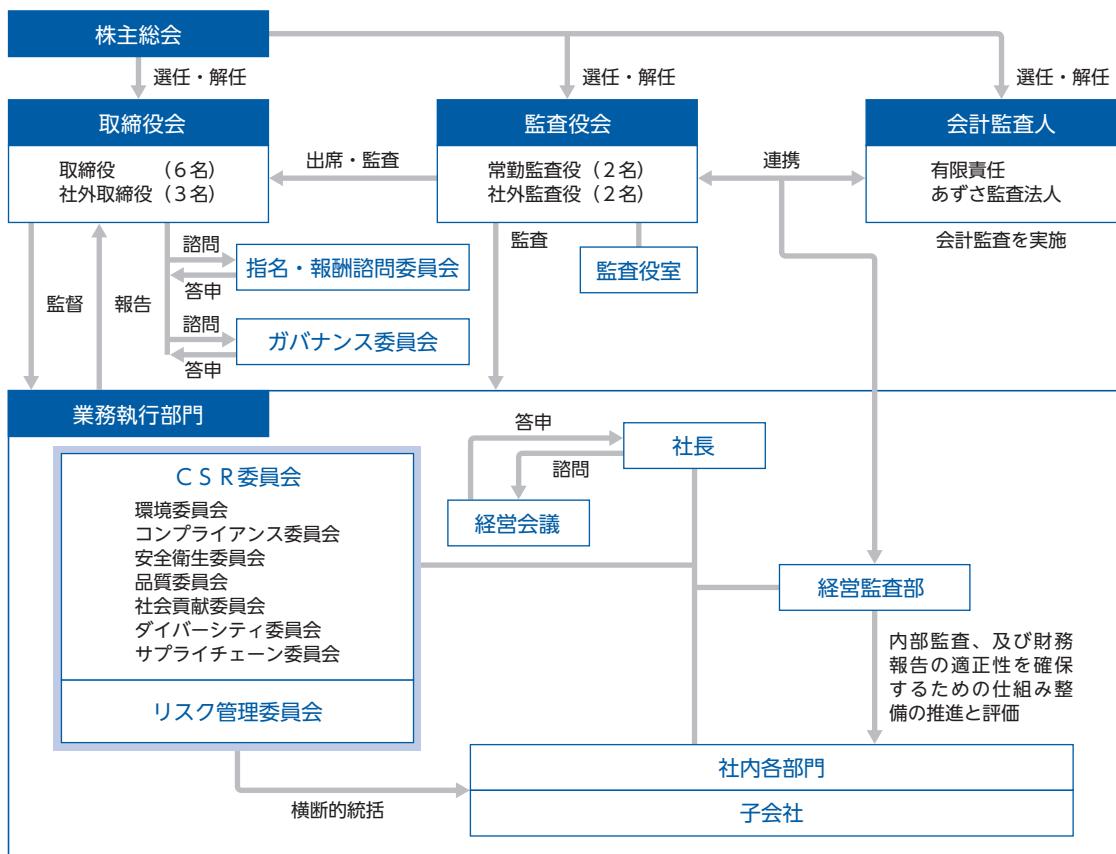
また、当社と成長の機会とリスクを共有する株主やその他のステークホルダーに対し財務情報や経営戦略・経営課題など非財務情報の適時適切な開示を行い、また経営陣幹部が株主との建設的な対話を行うための体制を整えていきます。

当社は、住友電気工業株式会社を親会社としています。事業上の意思決定は親会社から独立して行っています。多数の海外拠点や多様な技術・顧客基盤を持つ親会社を有することで、当社の海外事業や新事業展開において支援を受けることができます。当社のガバナンスにおいては、株主共同の利益に配慮し親会社との健全な関係を維持していきます。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、代表取締役、社外取締役および監査役で構成される「ガバナンス委員会」を設置しています。ガバナンス委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役の視点を交えて、当社グループのコーポレートおよびグループガバナンス体制等の中長期的に重要な課題を取締役に答申するための審議を行うとともに、代表取締役、社外取締役および監査役の連携を強化し、当社グループの持続的な成長と社会的価値（企業価値および公益価値）の向上を図ることを目的として開催することとしています。

さらに、当社は「住友事業精神」に基づき、SDGsなどに代表される社会的課題に対し、技術革新を通じて解決を図ります。そして、企業価値と公益価値を同時に向上させることで、社会的価値を創造し、社会とともに持続的に成長することを目指していきます。

(2) コーポレート・ガバナンス体制図



(2020年3月31日現在)

注：2020年4月1日付で品質委員会をCSR委員会から独立し、社長直轄の組織に改編しております。

(ご参考)コーポレートガバナンス報告書

<https://www.sumitomoriko.co.jp/company/management/>

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につきましては、以下のとおり定めております。

当社は、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に規定される株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、下記のとおり基本方針を定め、内部統制システムの整備・充実を図るものとする。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社からなる企業集団（以下、当社グループという。）における取締役その他の役員及び使用人（以下、役職員という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下、コンプライアンス体制という。）は、信用確実及び不趨浮利を旨とする住友事業精神に基づき取締役会が決定する経営理念、事業運営の基本（「安全・環境・コンプライアンス・品質（S.E.C.-Q.）」、グループ行動憲章、住友理工グループガバナンス・コード及びグローバルコンプライアンス行動指針（以下、行動指針等という。）に準拠して整備する。当該体制は、当社各部門及び子会社において整備し、すべての役職員により運用されるものとする。

子会社におけるコンプライアンス体制は、住友理工グループガバナンス・コード及びこの下で当社が定めるグループ規程（子会社及びその役職員に適用される規程類をいう。以下、同じ。）により、その整備、運用がなされることを確保する。グループ規程では、子会社の規模や事業内容に応じて整備すべきコンプライアンス体制の基準を定める。また、当社におけるコンプライアンスは、「単に法令遵守にとどまらず、社会の期待に応えること」という共通理解に基づき、本項に関する社内規程・運用等は、定期的に見直し、これを整備する。

法令違反の早期発見及び迅速かつ適切な対応を行うために、当社グループの違反報告・処理体制を整備するとともに、法令及び社内規程に違反した役職員へは、当社又は子会社の規程に基づく懲戒を含め厳正に対処する。また、当社は、贈収賄・腐敗行為防止をコンプライアンスにおける最重要課題のひとつと

して位置付けており、贈収賄・腐敗行為防止に対する取組み及び社内体制の整備を強化する。これらの仕組みや体制が適正に運用されるように、法令遵守（贈収賄規制、競争法、下請法及び労働法等）に対する取組み及び研修を実施する。

当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備、運用を主導、統括する組織として当社にコンプライアンス委員会（以下、本項において委員会という。）を設置する。委員長は、取締役会決議により選任し、その活動状況は取締役会に報告する。委員会は定期に開催し、監査役及び社外取締役が出席して意見を述べられるものとする。委員会の委員又は事務局には、弁護士その他の企業法の専門知識を有する役職員を置く。委員会には独立した予算を設ける。

委員会は、定期に当社グループのコンプライアンスリスクを識別・評価し、対応計画を定め、委員会、当社各部門及び子会社における対応を把握し検証する。委員会は、当社グループの役職員に対し行動指針等及びリスク評価に基づくコンプライアンス教育を定期的実施する。また、役職員のコンプライアンス対応を支援するため、法務部門及び各分野のコンプライアンス対応を分掌する部門にコンプライアンス相談窓口を設ける。反社会的勢力に対しては、担当部門を定め、当社及び子会社がこれとの一切の関係を遮断する体制を整備する。

委員会は、コンプライアンス問題の内部通報窓口を社内及び社外に設ける。通報事案に対しては客観的かつ専門的な調査を行い、個別問題の是正及びコンプライアンス体制の改善をはかる。当社及び子会社は、通報者に対し、通報を理由として不利な取扱いを行わないものとし、通報者の保護に万全を期す。委員会は、全世界の子会社の役職員から直接、内部通報を受付ける制度を順次整備する。一定の事業規模を有する子会社は、グループ規程に基づき、社内の内部通報制度を整備するものとする。

委員会は、定期的当社各部門及び各子会社におけるコンプライアンス問題の状況の調査を実施する。委員会は、この調査結果、リスクの識別・評価及び内部通報の状況等に基づき、定期的当社グループのコンプライアンス体制を検証し、その整備計画に反映させる。

2. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社各部門及び子会社は、財務報告の適正性を確保するための内部統制シス

テムを整備する。経営監査部／内部監査部門は、当社グループにおける当該内部統制システムの整備及び運用を支援するとともに、内部統制責任者である経営者の補助者としてそれらの状況を評価し、取締役会へ報告する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行の決定、その経過及び結果を適切に記録するために、取締役会規程、情報管理基本規程その他の規程により、作成すべき情報、その作成、承認、送付及び保存の手続き及びそれらの管理に関する事項を規定し、それが運用される体制を整備する。

4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける損失の危険（事業目的達成に負の影響を及ぼす不確実な事象を含むものとし、以下、リスクという。）の管理に関する体制は、取締役会が、当社グループのリスク選好、リスク許容度、経営に重大な影響を及ぼすすべてのリスクの規模及びそれらへの対応状況の認識を共有することで、当社グループ全体の戦略を最適化し、経営リスクを極小化するため適時に適切な判断を行えるものとする。これらの体制は、取締役会が制定する当社の規程及びグループ規程に基づき以下のとおりに整備する。

当社にリスク管理委員会（以下、本項において委員会という。）を設置し、当社グループにおけるリスク管理体制の整備及び運用を統括する。委員会の委員長は、取締役会決議により選任し、そのリスク管理の状況は取締役会に報告する。委員会は定期に開催し、社外取締役及び監査役が出席して意見を述べられるものとする。委員会には委員又は事務局に企業のリスク管理の専門知識を有する役職員を置き、又は社外専門家の助言を受けられる体制とする。

委員会は、定期的に当社グループのリスクの識別、評価を実施し、各部門・子会社が策定するリスクのリスク対応計画の妥当性を確認し、その遂行状況をモニターする。また、委員会は、当社グループにおける重要なリスクを選定し、当該リスク、その対応計画案及び対応の状況を取締役に報告する。リスクの識別にあたっては、事業の国際化、新規事業分野への進出や外国法令の運用動向など内外の事業環境の変化を考慮する。

さらに、委員会は、震災、火災など急激かつ外来の災害によるリスクに対して、当社各部門及び子会社における災害対策計画及び不測事態対応計画の策定及び定期的な訓練・検証を統括する。

5. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行えるように、住友理工グループガバナンス・コードに従って、当社及び当社グループにおける組織、分掌及び職務権限に関する規程を整備して運用する。加えて、当社取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会の設置や取締役会規程の定期的な見直しを通じて、意思決定の迅速化及び監督機能を強化する。また、当社グループ及び株主共同の利益を害することのないよう、競業取引や利益相反取引を取締役会で承認する等、適切に監視を行うとともに、利益相反等管理のための体制の整備を強化する。

事業本部制により全世界ベースでの事業責任者を定め権限を委譲するとともに、連結ベースでの利益責任を有するものとし、製造管理部門、研究開発部門及びコーポレート部門の支援・管理機能と連携することにより、連結経営管理を強化する。事業責任者による迅速かつ適切な意思決定を支えるための組織として、各事業本部の下に事業統括部を設置するとともに、当社グループにおける健全で効率的な業務執行体制の整備・強化を目的として、世界の主要地域に地域コーポレートサポート会社を設立する。

各部門の業績や効率性については、種々の指標に関し原則として年度単位で目標を設定し、月次・四半期業績報告や定期的な事業活動報告の場を設定することにより、所要の対策について検討する体制を整備する。

当社グループの全世界の拠点が連携して業務を遂行できるようにするために、セキュリティが確保され、かつ統合化された情報インフラ基盤を整備する。

6. 子会社の取締役その他の業務執行者から当社に対するその職務の執行に係る事項についての報告に関する体制

子会社の経営に関する基本事項、重要な業務執行の決定、その経過及び結果、財務の状況並びにその経営に重大な影響のある事象の発生及びそのおそれについて、グループ規程に基づき子会社から本社に対し適時かつ適切に報告される体制を整備する。

グループ規程では、報告すべき事項及びその基準を整理して示すとともに、子会社における報告責任者を定め、報告が適時にかつ遺漏なく行われるように

する。また、内部監査等により、当該報告の状況を定期的に検証するものとし、あわせて子会社における内部監査体制について当該子会社のリスクの状況をふまえ順次整備を進める。

当社グループとしての法令遵守及びコンプライアンス体制整備・運用の徹底、及びグループ内コミュニケーションを活性化させることを目的として、当社及び当社子会社の代表者の間で「グループ会社経営連絡会」等を定期的に開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その業務を補助すべき使用人（以下、本項において補助者という。）を置くことを求めた場合には、これを置くものとする。補助者は、監査役会直轄の部署に配置し、監査役が特に認めた場合を除き、監査役及び他の補助者以外の者の指揮命令を受けないものとする。

補助者の異動を行おうとするときは、事前に監査役会の意見を求め、その過程を記録するものとする。人事考課に際しては、その決定の前に監査役会の意見を求めるものとする。

8. 取締役及び使用人又は子会社の取締役その他の業務執行者、使用人若しくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役は、当社及び子会社の役職員に対し、監査役会規程に基づき定期的に又は随時、所管業務の状況について報告を求めることができるものとする。

監査役は経営会議、CSR委員会等の重要な会議への出席を求め、質問し、報告を求めることができるものとする。当社は、職務権限に関する規程において、一定基準を超える業務執行（子会社における業務執行の承認を含む。）の決裁は監査役に報告を要することを定めるものとする。

監査役会は、グループ規程により、子会社から監査役に対し報告すべき事項を定めることができるものとする。

当社及び子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が、自ら必要があると認めたときは、当社又は子会社における法令・定款違反行為やこれらにおける重大な発生事象について、監査役に報告することができる。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、前項の報告をした役職員に対し、報告を理由として不利な取扱いは行ってはならないものとする。報告者の秘密の保護、その他報告者の保護については規程で定め、周知する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役会は、監査役の職務の執行に要する費用について、監査役会の要請により独立した予算を計上する。当社は、当該予算の範囲内において、当該費用の前払若しくは償還又は当該費用にかかる債務の弁済を遅滞なく行う。

取締役会は、正当な理由がなく、監査役会の要請する予算の計上又はその追加計上を拒まないものとする。

11. その他当該監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務を補助すべき使用人（以下、本項において補助者という。）には、監査役の職務の性質及び専門性に対応した識見及び能力を有する者を充て、またその使用人に対し必要な教育の機会を設ける。

当社は、監査役の要求に対し正当な理由がなく報告を拒み又は故意に虚偽の報告をするなど監査役の正当な職務の執行を妨げた役職員、及び監査役へ報告をした役職員に対し正当な理由なく不利な取扱いをした役職員に対し、当社又は子会社の規程に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

監査役と代表取締役との意見交換会を定期的を開催する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、毎期、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づく体制の運用の状況の確認を行うとともに、内外の環境の変化等に対応し、その見直しを行うものとしております。当期における当該体制は、2020年1月31日開催の取締役会において、すべて基本方針に従って整備が進められ適正に運用されていることを確認しております。

当期における主な整備および運用の状況は、以下のとおりです。

「当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」に関して、当社グループの違反報告・処理体制を整備することで、法令違反の早期発見および迅速かつ適切な対応の強化を進めました。

「当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」に関して、当社取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置し、意思決定の迅速化および監督機能の強化を進めました。

「監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」に関して、基本方針に定める体制がすべて整備され適切に機能していることを確認しました。

注：この事業報告におきましては、金額は表示単位未満を四捨五入し、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	179,683	流動負債	111,578
現金及び現金同等物	33,212	営業債務及びその他の債務	70,795
営業債権及びその他の債権	78,104	社債及び借入金	21,902
棚卸資産	59,621	未払法人所得税	1,231
未収法人所得税	1,055	引当金	1,849
その他の金融資産	774	リース負債	2,674
その他の流動資産	6,917	その他の金融負債	1,261
非流動資産	193,579	その他の流動負債	11,866
有形固定資産	145,978	非流動負債	94,016
使用権資産	7,711	社債及び借入金	72,325
のれん	615	繰延税金負債	4,899
無形資産	18,612	退職給付に係る負債	8,492
持分法で会計処理されている投資	3,595	引当金	370
繰延税金資産	2,360	リース負債	5,214
退職給付に係る資産	7,391	その他の金融負債	148
その他の金融資産	5,892	その他の非流動負債	2,568
その他の非流動資産	1,425	負債合計	205,594
資産合計	373,262	【資本の部】	
		親会社の所有者に帰属する持分	150,625
		資本金	12,145
		資本剰余金	12,051
		利益剰余金	134,322
		自己株式	△ 272
		その他の資本の構成要素	△ 7,621
		非支配持分	17,043
		資本合計	167,668
		負債及び資本合計	373,262

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目			金 額
売 上 高			445,148
売 上 原 価			△ 379,614
売 上 総 利 益			65,534
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			△ 53,974
持 分 法 に よ る 投 資 利 益			△ 239
事 業 利 益			11,321
そ の 他 の 収 益			1,473
そ の 他 の 費 用			△ 3,896
営 業 利 益			8,898
金 融 収 益			267
金 融 費 用			△ 1,730
税 引 前 当 期 利 益			7,435
法 人 所 得 税 費 用			△ 4,978
当 期 利 益			2,457
当 期 利 益 の 帰 属 者 分			881
親 会 社 の 所 有 者 分			1,576
非 支 配 持 分			
当 期 利 益			2,457

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益	7,435
減価償却費及び償却費	32,641
減損損失	1,065
持分法による投資損益 (△は益)	239
受取利息及び受取配当金	△ 258
支払利息	1,196
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	11,843
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 4,782
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△ 7,136
引当金の増減額 (△は減少)	△ 560
その他	1,441
小計	43,124
利息及び配当金の受取額	327
利息の支払額	△ 1,135
法人所得税の支払額	△ 6,014
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,302
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形資産の取得による支出	△ 29,578
有形固定資産及び無形資産の売却による収入	1,001
その他の金融資産の売却による収入	17
その他	△ 85
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,645
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	6,312
長期借入金及び社債の発行による収入	462
長期借入金の返済及び社債の償還による支出	△ 13,557
非支配持分からの子会社持分取得による支出	△ 1
リース負債の返済による支出	△ 2,700
配当金の支払額	△ 1,142
非支配持分への配当金の支払額	△ 1,957
その他	△ 1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,584
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 232
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 5,159
現金及び現金同等物の期首残高	38,371
現金及び現金同等物の期末残高	33,212

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
【資産の部】	
流動資産	110,906
現金及び預金	17,283
受取手形	144
電子記録債権	3,545
商品及び製品	40,752
仕掛品	4,343
材料及び貯蔵品	3,791
未収入金	1,996
関係会社短期貸付金	8,989
その他貸倒引当金	29,475
	598
	△10
固定資産	143,452
(有形固定資産)	44,992
建物	15,004
構築物	1,904
機械装置	15,291
車両運搬具	60
工具、器具及び備品	3,091
土地	7,666
建設仮勘定	1,976
(無形固定資産)	4,874
営業権	140
ソフトウェア等	4,734
(投資その他の資産)	93,586
投資有価証券	281
関係会社株式・出資金	70,500
関係会社長期貸付金	12,846
前払年金費用	5,542
繰延税金資産	1,370
その他貸倒引当金	3,083
	△36
資産合計	254,358

科 目	金 額
【負債の部】	
流動負債	79,676
買掛金	38,775
短期借入金	27,600
未払金	7,411
未払法人税等	4,642
繰上り引当金	462
その他	560
	142
	84
固定負債	76,132
長期借入金	45,000
退職給付引当金	26,173
その他	3,229
	1,730
負債合計	155,808
【純資産の部】	
株主資本	98,690
資本金	12,145
資本剰余金	10,867
資本準備金	10,867
その他資本剰余金	0
利益剰余金	75,950
利益準備金	1,456
その他利益剰余金	74,494
特別償却準備金	37
固定資産圧縮積立金	234
別途積立金	74,593
繰越利益剰余金	△370
自己株式	△272
評価・換算差額等	△140
その他有価証券評価差額金	△32
繰延ヘッジ損益	△108
純資産合計	98,550
負債純資産合計	254,358

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	179,330
売 上 原 価	155,233
売 上 総 利 益	24,097
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	21,621
営 業 利 益	2,476
営 業 外 収 益	8,999
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,791
そ の 他	208
営 業 外 費 用	1,071
支 払 利 息	602
減 損 損 失	172
固 定 資 産 廃 棄 損 失	154
そ の 他	143
経 常 利 益	10,404
特 別 利 益	7,607
関 係 会 社 株 式 売 却 益	7,607
特 別 損 失	6,376
関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金 評 価 損	3,236
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,434
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	900
減 損 損 失	48
そ の 他	758
税 引 前 当 期 純 利 益	11,635
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,654
法 人 税 等 調 整 額	1,270
当 期 純 利 益	7,711

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

住友理工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福井 淳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川口 真樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 金原 正英 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友理工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、住友理工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

住友理工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福井 淳 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川口 真樹 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 金原 正英 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友理工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

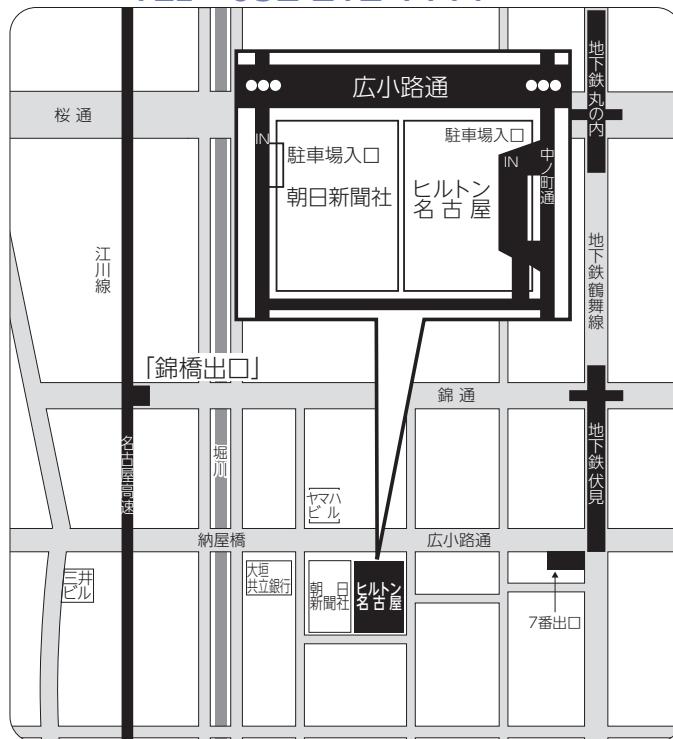
住友理工株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 田 茂 弘 ㊟
 常勤監査役 尾 崎 俊 彦 ㊟
 社外監査役 増 田 宏 一 ㊟
 社外監査役 長 安 弘 志 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

【会場】 名古屋市中区栄1丁目3番3号
ヒルトン名古屋 5階 扇の間
TEL 052-212-1111



- 「名古屋駅」からタクシーで約5分
- 地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」7番出口から西へ徒歩約3分

※本総会出席者用の駐車場のご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。